

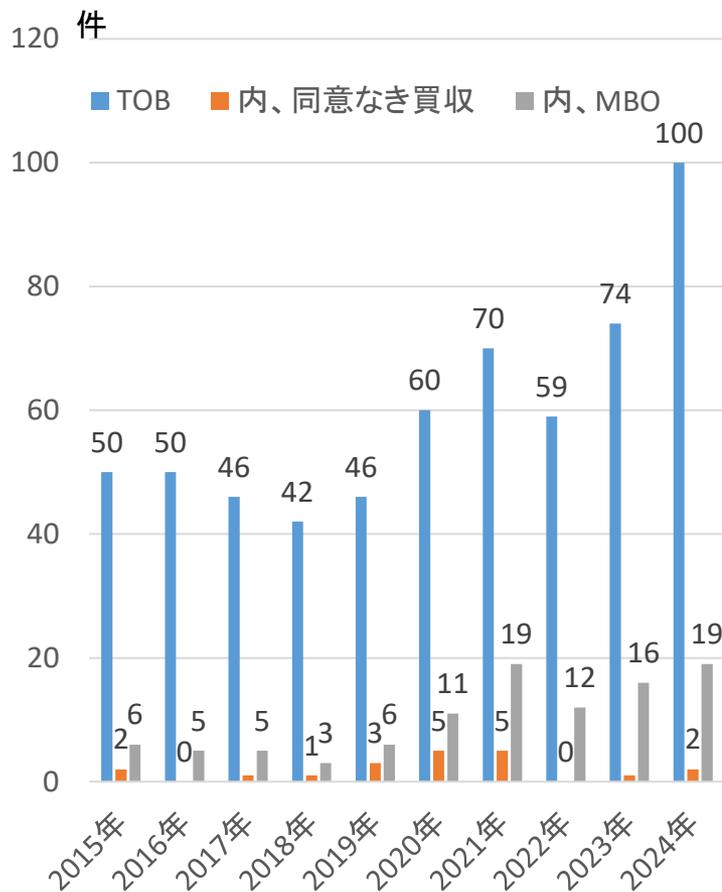
第1章 公開買付制度を取り巻く環境について

第2章 TOBや大量保有報告書制度等の見直しについて

第3章 投資家からみたTOB等の課題について

第4章 市場仲介者にとってのTOBについて

## TOB件数の推移



日銀資金循環統計より

## TOB制度の主要ポイント

情報開示	公開買付者	公開買付報告書の提出義務 (買付内容、経営方針等も記載)
	対象会社	意見表明報告書の提出(任意)
買付内容	期間	20日～60日の間
	条件変更	撤回は原則不可 買付価格の引下げ等、株主に不利な方向の条件変更は不可
	買付価格	均一の条件
株主保護 (買付の公正性)	別途買付	買付者は、公開買付期間中、TOB以外の買付けが原則禁止
	超過応募	応募数が買付予定数を上回る場合、全部買付け又は按分比例の選択可能

金融庁資料より